「バイオ関連産業事業化促進事業補助金」への応募申請に係る質疑について

ご質問があった事項について、以下のとおり回答します。

	問合せ	回答
1	【計上できない経費について】 レンタルラボなどの賃料とありますが、研究のために県内に借りる研究室の賃料について、このレンタルラボとなり計上できない経費となるか。	研究のために借用する研究室等の賃料及び光熱水費は計上できない経費（対象外経費）です。
2	【旅費について】 本事業に関わる研究員や会社役員の交通費は、本店所在地を起点として、県内の大学または本事業のために訪問する必要のある機関への交通費、事業に対する助言をもらうため県外の専門家との会議に出席する際の旅費、という理解でよいでしょうか。	補助事業を行うために必要な出張又は専門家招聘に係る交通費、宿泊費等が対象となります。 ご質問のあった「県内の大学または本事業のために訪問する必要のある機関への交通費」、「事業に対する助言をもらうため県外の専門家との会議に出席する際の旅費」も補助事業を行うために必要なものであれば対象経費となります。ただし、補助事業のみの用務で使用する旅費に限ります。
3	【経費項目について】 事業内容の一部を担ってもらうための、「大学との共同研究契約費用」は外注・委託費としてよいか。	「大学との共同研究契約費用」についても、補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものを、大学等へ実施させるものは外注・委託費に該当します。
4	【応募資格・要件について】 沖縄県内に本店または事業所を有する法人が１社単独での応募が可能か。必ずしも、共同企業体を組む必要はない、と理解でよいか。	公募要項に示している応募資格・要件のとおり、「沖縄県内に本店または事業所を有する法人」１法人単独での応募も認めています。 「沖縄県内に本店または事業所を有する法人」については、提出書類の登記事項証明書にて、本店または事業所の所在を確認します。
5	【提出書類について】 創業1年に満たない場合は、提出書類の「直近3期分の決算報告書」に代わる書類（創業月からの損益計算書、貸借対照表、残高試算表）の提出でよいか。	決算報告書の提出は、申請者の資産及び負債に関する事項を確認するためのものであるため、これらの情報が判断できる損益計算書、貸借対照表、残高試算表などの提出でも申請を受け付けます。 ただし、これら書類の真正性を確認するため、必要に応じて各種証明書（残高証明書など）の提出を求める場合があります。